

第 7 章 史跡河越館跡の保存管理

第 1 節 基本方針

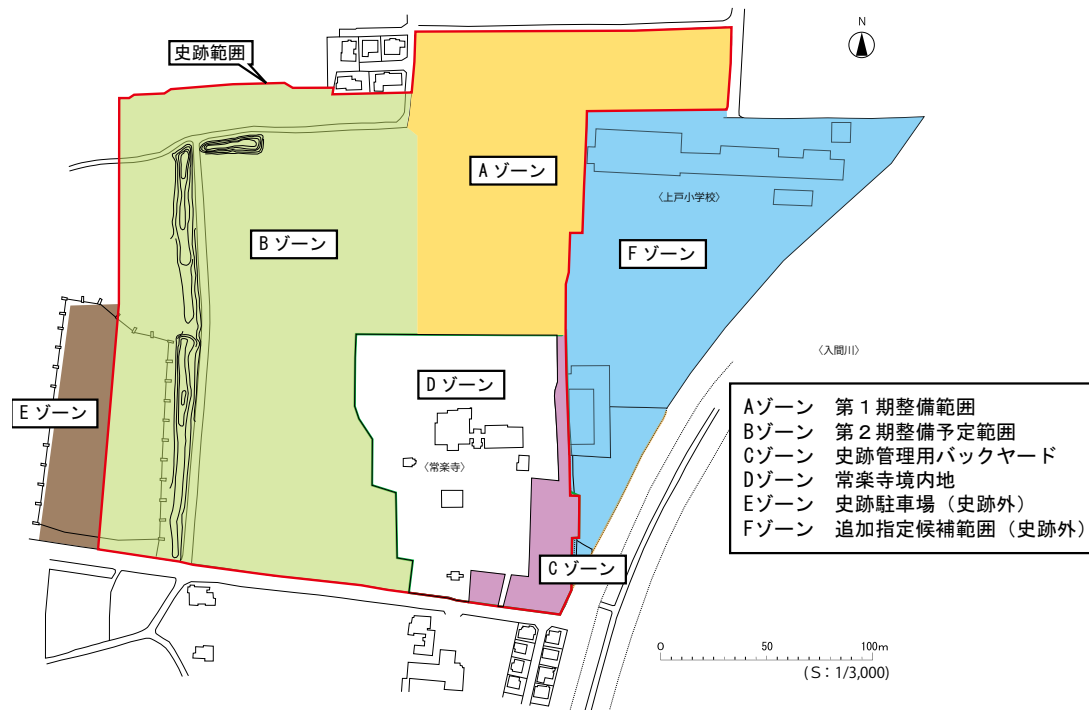
史跡を将来にわたって確実に保存し継承するために、保存管理の基本方針を次のように設定する。

- (1) 史跡の適切な保存管理
- (2) 関係する部署や国・県との連携
- (3) 地元関係者・市民との協働
- (4) 周辺環境の保全

第 2 節 方法

1. 史跡指定地内における現状変更の取扱い方針と取扱い基準

- ・現状変更を行う場合は、原則として現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を図り、周囲の景観・環境等に配慮する。
- ・現状変更を許可する場合でも、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は文化財保護課職員による立会）を実施する。
- ・各ゾーン（第 7-1 図）における現状変更の取扱い方針は以下の通りであり、現状変更の取扱い基準は第 7-1 表にまとめた。
 - (1) A ゾーンの取扱い方針 公有化・史跡整備が完了している A ゾーンについては、整備後の環境維持に努める。
 - (2) B ゾーンの取扱い方針 公有化が終了し、今後第 2 期整備を予定している B ゾーンについては、整備工事が実施されるまでの間、遺構等に影響がないように環境保全に努める。
 - (3) C ゾーンの取扱い方針 公有地化が終了しているが、史跡としての整備を行わず、史跡のバックヤードとして現況保存としている C ゾーンについては、遺構等に影響がないように環境保全に努める。
 - (4) D ゾーンの取扱い方針 公有化対象ではなく、宗教法人常楽寺の境内地である D ゾーンについては現況保存とする。ただし、常楽寺境内における現状変更については現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を原則とするが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動への影響がないよう配慮する。



第 7-1 図 保存管理対象エリア（A～F ゾーン）

第 7-1 表 史跡内における現状変更の取扱基準

地区区分及び基準 現状変更内容		A ゾーン	B ゾーン	C ゾーン	D ゾーン	適用 ※史跡への影響がないまたは影響 が軽微であることを条件に許可
建築物	新築	×	×	×	△	寺院関連施設のみ
	増・改築	×	×	×	○	寺院関連施設、戸建住宅等
	取り壊し	○	○	○	○	寺院関連施設、戸建住宅等
工作物	掘削 あり	新設	○	○	○	復元建物・解説サイン・東屋等
		改修・更新等	○	○	○	
		撤去	○	○	○	
	掘削 なし	新設・改修・ 更新等	○	○	○	物置、イベントに伴う看板等
		撤去	○	○	○	
立木・竹	植樹・移植・伐採	△	△	△	△	・遺構への配慮を条件に許可 ・腐朽や災害による倒木など危 険箇所の撤去
地形改変	地盤改良等	×	×	×	×	
その他	保存目的調査	○	○	○	○	

○：可/△：条件付きで可/×：不可

II. 史跡指定地外における取扱い方針と取扱い基準

- ・史跡指定地外で現状を変更する、あるいはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば文化財保護法 93 条・94 条に基づいて取り扱う。
- ・ただし、史跡指定地内と同等の価値を有する遺構等が確認された、あるいは存在が想定され、史跡と密接な関係性を有する範囲については、遺跡の保存を前提とした方針・基準を設定する。
- ・各ゾーンにおける取扱い方針・取扱い基準は以下の通りである。

(1)E ゾーンの手扱い方針(第 7-2 表) 史跡西側に隣接する史跡用駐車場である E ゾーンは公有地であり、史跡の保存・管理・活用に資する建築物に限り建設を行う。

第 7-2 表 史跡外 E ゾーン（駐車場等）における取扱い基準

地区区分 土木工事等内容		E ゾーン	適用	
建築物	新築	△	・ 史跡の保存・活用に資する建築物に限る。 ・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる（着工前に試掘調査を実施、遺構が確認された場合は遺構の保護あるいは発掘調査による記録保存を行う）。	
	増・改築	△	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。	
	取り壊し	○		
工作物	掘削 あり	新設	△	・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
		改修・更新等	△	・ 軽易あるいは狭小な工事の場合、文化財保護課職員立会のもと工事を実施する。
		撤去	△	
立木・竹	植樹・移植・伐採	△	・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。 ・ 掘削範囲が狭小の場合は文化財保護課職員による工事立会に対応する。	
地形改変	地盤改良等	△	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。	
その他	保存目的調査	○		

○：可/△：条件付きで可/×：不可

- (2) F ゾーンの取扱い方針（第 7-3 表） 史跡東側に隣接する上戸小学校の敷地である F ゾーンは、史跡と密接な関係性を有する範囲であるため、遺跡の保存を前提とし、将来的に国史跡の追加指定を検討する。小学校地内における土木工事については現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を原則として上戸小学校および関係機関と協議するが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、学校活動への影響がないよう配慮する。

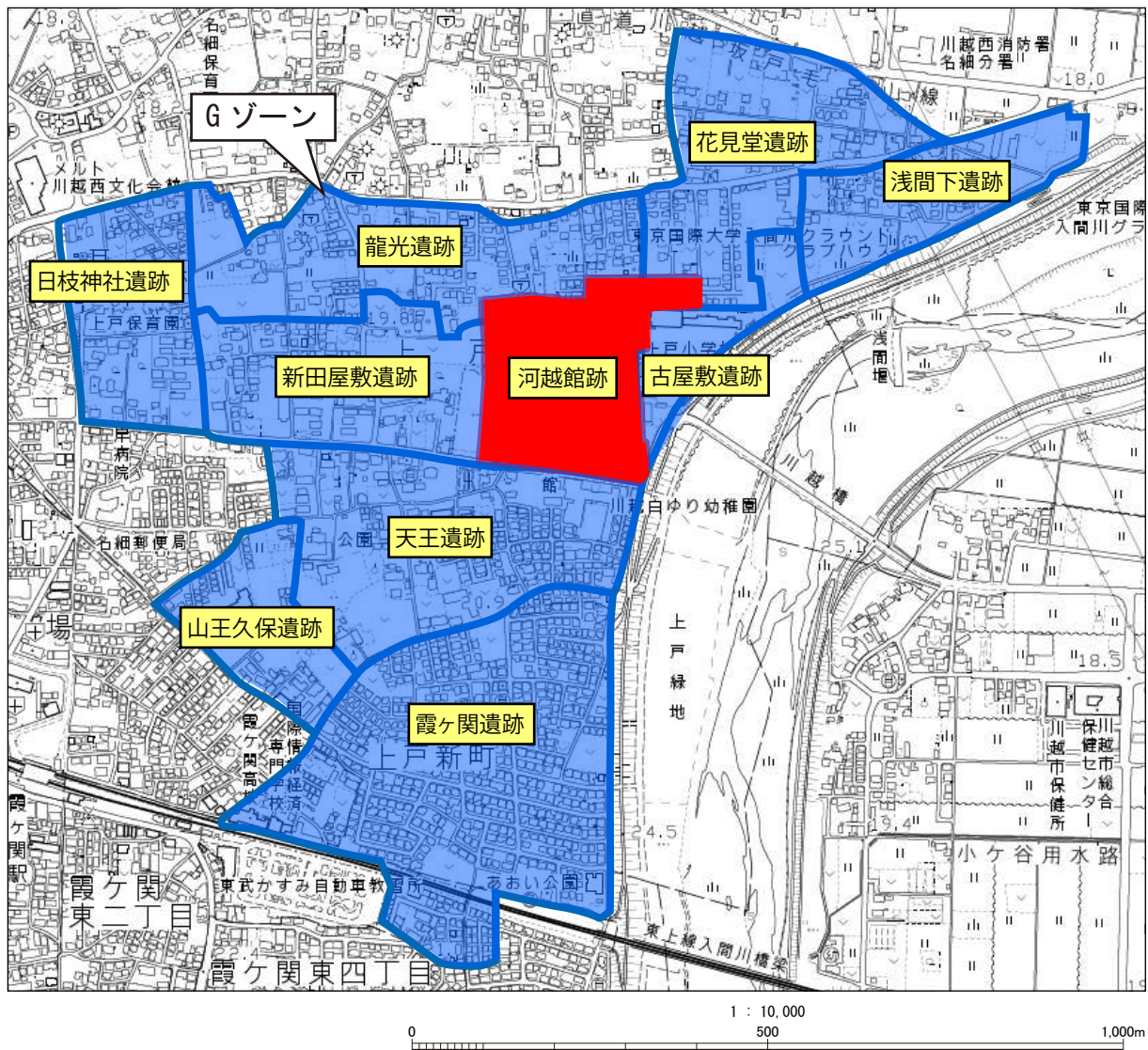
第 7-3 表 史跡外 F ゾーンにおける取扱基準

地区区分 土木工事等内容		F ゾーン	適用
建築物	新築	△	・学校施設に限るが、将来的に史跡の追加指定を検討すべき地域であるため、新規の建築及び地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。 ・史跡の景観に配慮したデザインを要請する。
	増・改築	△	地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。
	取り壊し	○	
工作物	掘削 あり	新設	地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。やむを得ない理由により軽易あるいは狭小な土木工事を行う場合、文化財保護課職員が立会う。
		改修・更新等	
		撤去	
立木・竹	植樹・移植・伐採	△	新規の植樹は許可しない。
地形改変	地盤改良等	△	取扱いとは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
その他	保存目的調査	○	

○：可/△：条件付きで可/×：不可

- (3) G ゾーンの取扱い基準（第 7-4 表） 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地である G ゾーンについては、「埼玉県埋蔵文化財事務処理要綱」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して河越館跡関連遺構の有無を把握する。河越館跡に関連する重要な遺構等が確認され、特に必要と認められる場合は、国史跡の追加指定を検討する。

- (4) 史跡の追加指定について F ゾーンおよび G ゾーンについては、河越館跡と密接に関連する遺構等が確認された場合は史跡の追加指定を検討する。特に F ゾーンは史跡と密接な関係性を有する範囲であるため、適切なタイミングで追加指定に向けた範囲内容確認調査を実施する。

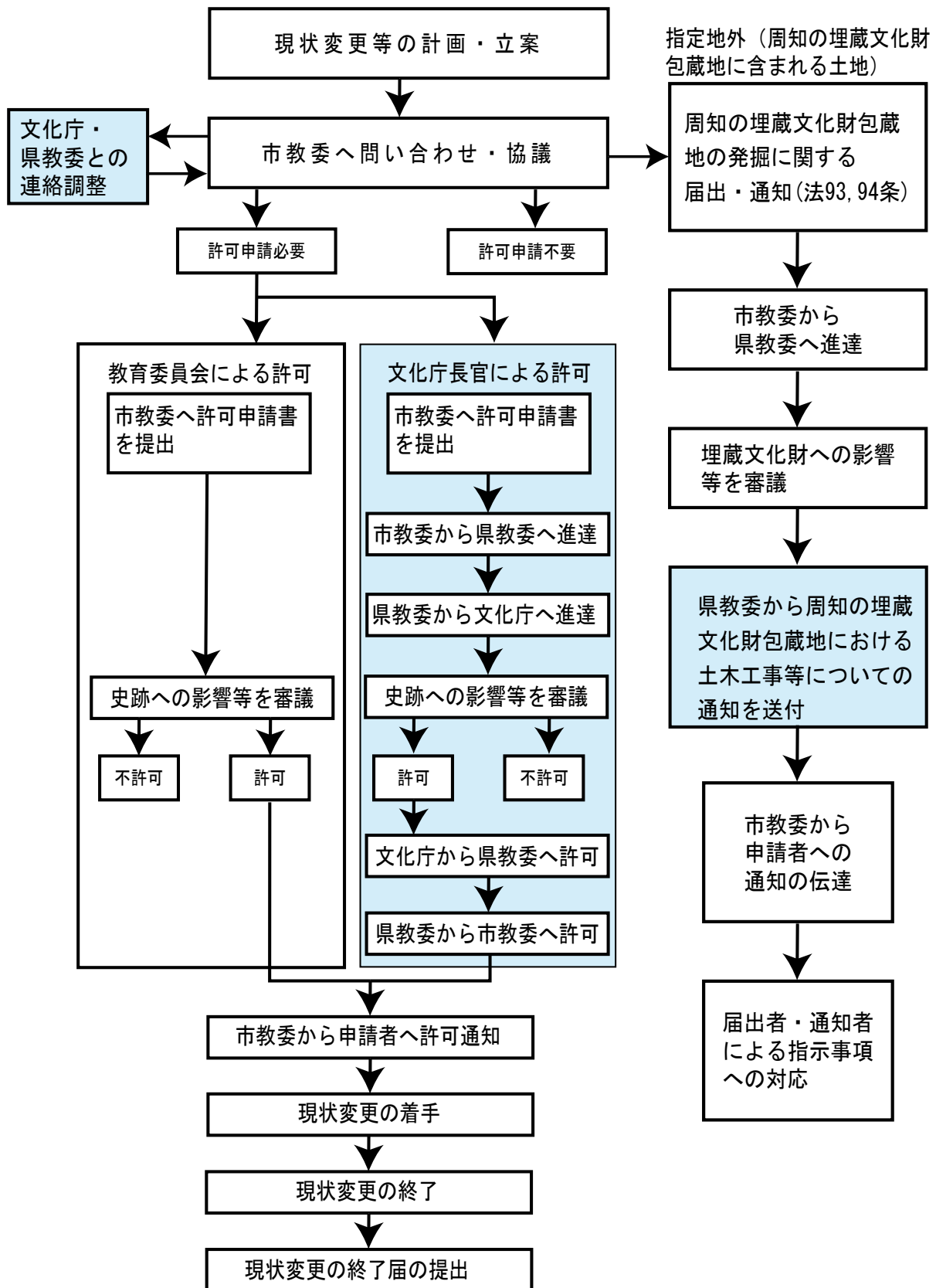


第 7-2 図 保存管理対象エリア（G ゾーン）

第 7-4 表 史跡外 G ゾーンにおける取扱基準

地区区分 土木工事等内容		G ゾーン	適用
建築物	新築	△	・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。 ・ 河越館跡と密接に関わる遺構が検出された場合、保存を検討する。
	増・改築	△	地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。
	取り壊し	○	
工作物	掘削 あり	新設	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
		改修・更新等	
		撤去	
立木・竹	植樹・移植・伐採	○	
地形改変	地盤改良等	△	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
その他	保存目的調査	○	

○：可/△：条件付きで可/×：不可



第 7-3 図 現状変更等の許可申請フロー

III. 防災・減災

河越館跡は入間川による浸水想定区域内にあり、家屋倒壊等氾濫想定区域から近いことから、防災に関する注意が必要とされる地域である。河越館跡の隣にはすでに指定避難所及び指定避難場所である上戸小学校があること、避難先の選択肢を増やすことは緊急時に混乱をきたす原因になりかねないことから、河越館跡に防災拠点や避難施設の機能を持たせることは想定していない。

河越館跡は現状で雨水排水を自然浸透で場内処理する盛土整備が行われており、未整備範囲の大部分も草地であることから雨水が自然浸透しており、広大な史跡が大雨時の近隣への浸水被害を防ぐ一翼を担っている。一方、台風時には立ち枯れした土塁上の高木が倒れる、あるいは枝が落下するなど、土塁へのダメージだけでなく史跡内を通行する者への危険が想定される。

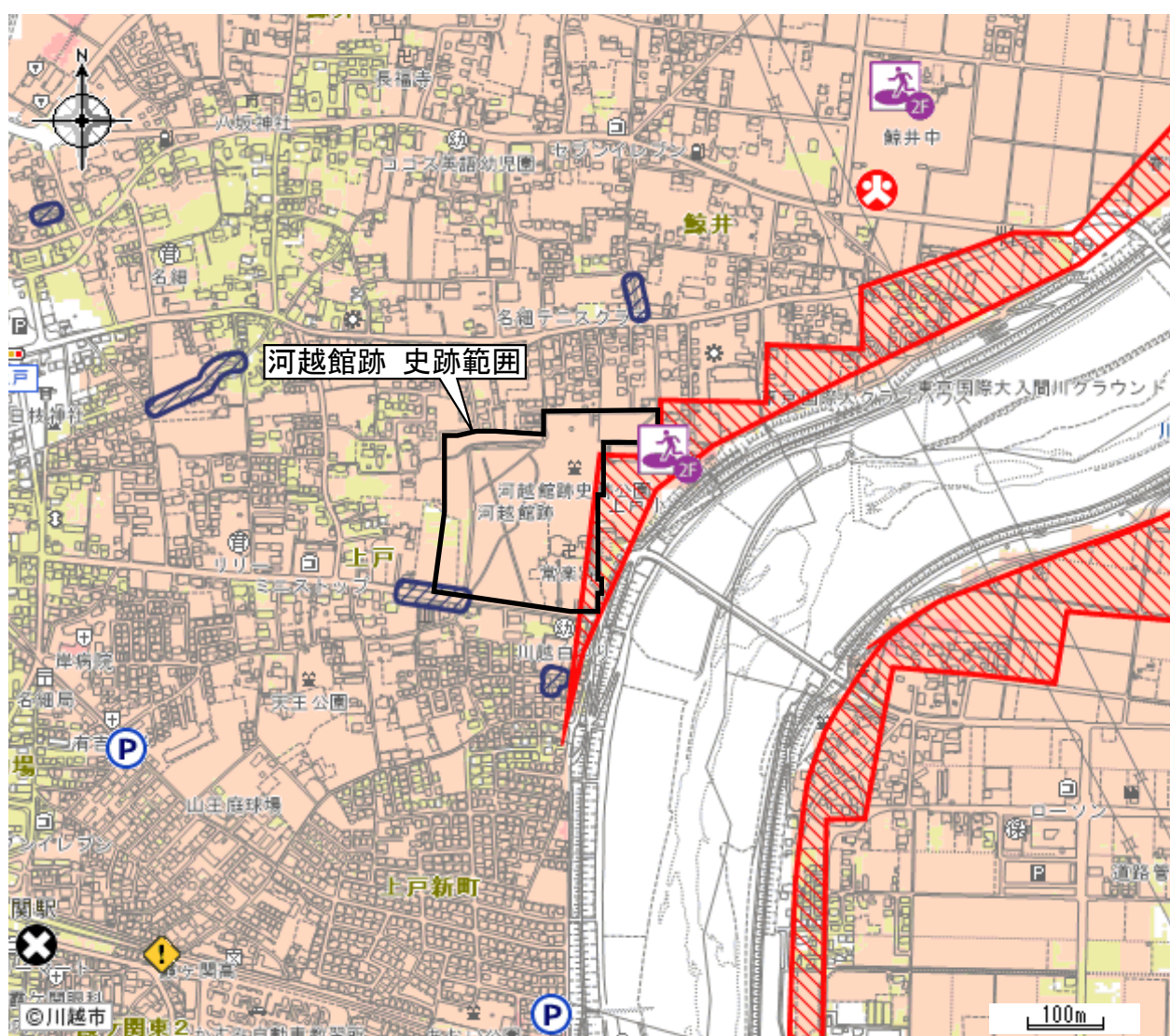
よって、第2期整備にあたっては第1期整備の雨水処理計画を踏襲し、史跡周辺の減災に努めるとともに、史跡内の植生調査により危険樹木を把握し、計画的な伐採やゾーニングにより樹木に起因する危険を未然に防ぐこととする。

非常災害のために必要な応急措置の実施に関しては、文化財保護法第125条（第1項但し書き）、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」が根拠となる。なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する必要がある。以下、非常災害時における保存管理への対応については、第7-5表にまとめた。

第7-5表 非常災害時における保存管理への対応

想定される緊急事態		行為の内容	現状変更等の許可の有無・対応
毀損防止への緊急的な備え	豪雨・水害・台風からの被害防止	・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）立ち入り禁止案内・柵の設置 ・崩落の恐れのある土塁等へのシートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水ルートの確保	・許可不要（維持管理行為）
		・恒久的な雨水排水対策工事	・文化庁長官の許可
	整備工事の過程での被害防止	・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシートまたは土のうの設置	・許可不要（維持管理行為）
毀損からの復旧	土砂の流出入	・毀損拡大防止のシート、土のう設置等 ・通路等に流入した土砂の撤去	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		・流出箇所の復旧 ・防災対策工事	・文化庁長官の許可
	遺構の毀損・法面の崩落	・毀損拡大防止のシート、土のう設置等 ・毀損した崩落箇所の復旧 ・防災対策工事	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置） ・文化庁長官の許可
		・倒木の除去	・許可不要（維持管理行為）
	地震・暴風雨等による倒木等	・危険樹木の伐採	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		・危険樹木の伐根	・文化庁長官の許可

なお、川越市内では平成末期から令和にかけて、台風に伴う集中豪雨の被害が確認されている。河越館跡の場合、隣接する入間川の最高水位について、令和元年の台風第19号で3.63 m、直近の令和6年8月29～30日の集中豪雨で3.41 mを計測した（いずれも小ヶ谷観測所）。また時間最大雨量は、同台風第19号で33.5mm、同令和6年8月29～30日の集中豪雨で30.0mmを計測している（いずれも川越市役所雨量計による）。これらの集中豪雨では史跡東側の史跡管理用バックヤード（Cゾーン）の南側に雨水が溜り、倉庫が浸水するなどの影響が出ている。この場所は河越館跡周辺の洪水ハザードマップにおいても家屋倒壊等氾濫想定区域に該当しており（第7-4図）、今後の保存・管理においても特に注意が必要となってくる。



凡例

- | | | | |
|---------|------------|-------------|----------|
| 2階以上使用可 | 警察署・交番・駐在所 | 消防署・分署 | 水位観測所 |
| アンダーパス | 排水ポンプ施設 | ~0.5m | 0.5~3m未満 |
| 3~5m未満 | 5~10m未満 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 道路・水路 |

第7-4図 河越館跡周辺の洪水ハザードマップ（1/10,000）